

常縁原撰『新古今集聞書』の不破関説話

——後人の加筆部分か——

近藤美奈子

序

東常縁原撰『新古今集聞書』は、新古今和歌集の本格的な注釈書の嚆矢である。

その伝本は、大きく三系統に分かれている。細川幽齋自筆と伝えられる、熊本大学永青文庫本、それと直系の書写関係は認められないものの、同じ幽齋の識語を有し、且つ中院通勝の識語も有する通勝書写本、それに前二者とは異なった奥書を有する、やはり幽齋自筆と伝えられる黒田家本である。

これら三系統の伝本を比較調査したところ、全体としては僅かでもあり、また内容的にも小さい部分であるが、幽齋自筆と

いわれる黒田家本に、他の二系統の伝本よりも多く、幽齋の加筆修訂の跡が見受けられた。^(注1) また、通勝書写本には、通勝によるものと覚しき「私云」と書かれた私勘も認められる。^(注2)

本稿で取り上げるのは、そのような、三系統の伝本の比較などから明らかにすることの出来る後人の加筆についてではなく、三系統に共通する本文における、常縁以降の人によってなされたと考えられる加筆部分についてである。

この、常縁以降の人によってなされたと認められる加筆部分については、既に先学によって指摘されている箇所もあるが、^(注3) それらは、その注記の内容から截然と後人による加筆と認められ得るものである。しかし今回問題にするのは、前記の箇所とは異なり、一説しただけでは加筆かどうか判別しがたい部分であ

る。稿者は、一六〇一番藤原良経歌の注釈中に見える「良基將軍 普光院殿(傍線部は傍書)」という人物の逸話の部分も後人の加筆ではないかと考えるに至った。それについて以下に述べたい。

—

左に、『新古今集問書』一六〇一番の注釈を掲げる。

(資料一)

摂政殿

人すまぬふはの関やの板ひさしあれにし後はた、秋のかせ(一六〇一)

ふはの関はあれたるとよむ道地也、た、といふ字金言妙句也、この関あれてより後吹かせは四季ともに只秋風なりと説給へり、秋風の本意はふかくかなしくあはれなるものなればなり、不可思議の心おそろしき哥也、題は関路秋風也、板ひさしとは本屋にいたをもつてひさしをおろしたるを云

也

板ひさしやすやかや、の時雨こそ音し音せぬ方はわくらめ

これも同事也、但不破関屋の板ひさしはた、板をもつてふ

きたるをいふ也、別に本屋板ひさしはこれなし、かやうの事こまかに能分別すべき事なり

一年良基將軍富士御覽の時彼関にてあそはさるへき哥など

内、都よりおほしめしつゝけて美濃國不破郡へ御着有てや

かて、関屋はいつくそと御尋有たる所に結構なる関屋の

白、と造りたてたるを是関屋と申、御覽するにきこしめし

たるに大に相違したり、ゆへをとほせらるゝ所に国守より

御路の賞版に如此と申をきこしめして上意ことの外あしかりけり、されとも彼関屋にて当座御会有て御詠に

(永青・葦かへて月こそもらねいたひさし只)

(細川・ふきかへて月さへもらす板庇とく) すみあらせふ

はの関守

と説給ひて御哥出来たるに御気色なをりけるとなん、其時

あらため作られしも板ふきの関屋也(注)

この注釈中の逸話は、そこに引かれている和歌の作者及び出

典が明らかでないこともあり、問題を孕んでいるのである。

先ず検討したいのは、傍線を付した「良基將軍」という本文

である。抑、「良基」すなわち二条良基(元応二一三二〇年

嘉慶二一三三八年)は摂関職には度々補せられてはいるもの

の、將軍職に就いたことなどはない。したがって、良基を「良

基將軍」と呼ぶのは適切ではない。その故であろう、この部分
に關しては諸本に異同が有り、注意される。

永青文庫本の本文は、黒田家本では傍書されている「普光院殿」の部分が本行化して「普光院殿良基將軍」となっている。その他の伝本の本文は黒田家本と同じく「良基將軍」である。但し、傍注「普光院殿」の部分については、「普光院殿如本」(高松宮本、内閣文庫本、愛知県立大学本、等)と書かれているものが多い。その中であつて、書陵部本は「普光院殿普廣院義教」、細川文庫本は「普光院殿如本」と記されたものを朱で「光」をミセケチ「廣」に改め「義教」と補つてあるという注目すべき本文になっている。

また、細川文庫本、高松宮本、内閣文庫本、愛知県立大学本等には、「私云良基ハ後普光園摂政將軍ハ普廣院殿歟」(傍線部、細川文庫本は「也」という私勘も記されている。^(注))

これら傍注や私勘の意味するところを考えてみよう。高松宮本等の傍注「普光院殿如本」は、「如本」と記されている点から、書写者が「普光院殿」という注記そのものに疑問を感じていたことがわかる。良基の号は「後普光園院」なので、「普光院殿」が良基の号でない点に疑問を感じたのであろうか。或いは、次に述べる書陵部本や細川文庫本の傍注と同様の意味なの

であらうか。

書陵部本や細川文庫本の傍注を見ると、疑問を更に推し進めて、「普光院殿」を「普廣院義教」に訂正している。つまり、この傍注は——特に細川文庫本に於いて明らかになように——、「普光院殿」が、「良基」の号として疑問というのではなく、「義教の号「普廣院」の「廣」が誤つて「光」と記されたものであること、したがつて本文の「良基」は「義教」の誤りだと主張していると解されるのである。また、私勘「私云良基ハ後普光園摂政將軍ハ普廣院殿歟」も摂政「良基」と「將軍」が別人別号であることを指摘しているが、諸本の系統関係からしてこの私勘は傍注「普光院殿如本」に対して記されたものと考えられるので、その言わんとするところは書陵部本や細川文庫本の傍注と同じく、「良基」という本文が誤りだということである。

このように、傍注や私勘は「良基」という本文を「義教」の誤りだと解しているが、そのような解釈は一体何を根拠として導かれたものであろうか。先にも触れたとおり、良基は將軍になつていないので「良基將軍」という呼称はおかしいが、「良基」を退け、「將軍」を義教の事だとするのは何故かと考えるに、その根拠は、問題部分に後統している「富士御覽の時」と

いう本文に在ると思われる。後述することになるが、「將軍富士御覽の時」と言えば、足利義教が思い浮ぶのではないか。私も傍注や私助と同様に、「良基將軍」の「良基」は誤りで、「將軍」は義教のことを指すと解したい。^(注6)とは言うものの、不破関についての良基の足跡を確認しておく必要がある。

木藤才蔵氏著「二条良基の研究」^(注7)の「二条良基年譜」によると、良基が美濃国を訪れているのは、南北朝の内乱時文和二(1353)年七月、京都に迫ってきた南軍を避けて先に美濃小島の行宮に行幸しておられた北朝第四代後光嚴天皇を追いかけて供奉した折で、良基は「小島のくちすさみ」という記録を遺している。

その旅の行程を辿ってみると、七月廿日あまりに京都小倉山を出発し、坂本(泊)、守山(もるやま)、野路の篠原、鏡山、老曾の森(泊)、野洲(やす)川、犬上(いぬかみ)、烏籠(とこ)の山、不知哉(いさや)、伊吹の岳、小野、こさめがら、不破の関屋、関の藤川、美濃の御山、小島(をじま)、瑞岩寺(泊)、八月十日あまりに真如養老の滝、廿五日に垂井(泊)、九月三日に垂井、九日に民安寺(泊)、十日に垂井(もとの領宮)、十九日に還幸の途につき、大覚寺(泊)、廿日に敏満寺(泊)、廿一日に武左寺、石山、もとの内裏(土御門殿)へ帰

着というものである。

先ず確認しておきたいのは、良基が富士にまでは足を延ばしていない点である。したがって、「富士御覽の時」に不破関を訪れたと記す「新古今集聞書」とは一致しない。

ところで、不破関を訪れた時の事は「小島のくちすさみ」に次のように記している。

(資料二)

ふはの關屋はむかしだにあれにければ。かたのやうなる板
びさし竹のあみどばかりそのこりける。げにあき風もたま
るまじうみえたり。

昔だにあれにしふはの関なれば今はさながら名のみ成け
り

(〈頭書〉新古今秋 後京極摂政 人すまぬふはの關屋の
板ひさしあれにしのちはたゞ秋の風)

關の藤川はそのなもなつかしければ。わきてこととひ侍し。

(「群書類從 第十八輯日記部紀行部」昭和五八年三月訂
正三版)

この記述は、頭書にも指摘されている通り、本稿で取り上げている良経歌を念頭に置いてなされており、良経歌以上に不破関は荒れていたと記している。が、「新古今集聞書」の内容

と一致する事は書かれていない。

また、(注6)に示した解釈——第三代將軍義満に同道したというもの——も成り立たない。したがって、「富士御覽の時」に不破関に立ち寄ったのは、良基ではないと考えてよいであろう。

二

さて、「富士御覽」といえば足利義教の名が思い浮かぶであろう。注(6)にも触れた通り、父義満も富士遊覧を行なっているが、その詳細は不明である。それに対し、義教の場合には後述の如く詳細な記録が遺されたこともあって、後世の人々にとって「富士御覽」で思い浮かぶ名は義教だと思われる。

義教(応永元1394年〜嘉吉元1441年)は、義満の男で、兄の將軍義持の死後還俗、永享元(1429)年第六代將軍となつてゐる。義教が富士遊覧のため下向したのは、永享四(1432)年九月十日のことであつた。この富士見物は単なる遊覧ではなく、実は、政治的に危険な状態にあつた鎌倉公方を牽制するという目的もあつたようであるが、下向を諫止する者達を宥めて出発したのである。その様子は次の如く記録され

てゐる。

(資料三)『満濟准后日記』

〈永享四年九月十日〉

自半更天快晴。將軍富士御下向。辰初敷御進発。於篠宮河原見物申也。只將軍御出以後也。供奉人等少々見物了。

(『統群書類従 補遺貳』昭和三年一月)

(資料四)『看聞御記』

〈永享四年九月十日〉

仰室町殿早且東国下向。御共飛鳥井中納言。藤宰相入道。

三篠宰相中将。永豊朝臣。常光院等参。……(中略)……武家

諸大名大略参。(『統群書類従 補遺四』昭和五年一〇月)

『看聞御記』には同行した人々の名前が記されているが、その中に「飛鳥井中納言(飛鳥井雅世)」と「常光院(常光院院孝)」の名が見える。この二人は義教に信任されていて、この後、「新編古今和歌集」(永享五1433年)の撰進に際し、雅世は撰者、院孝は和歌所聞闈になつてゐる。そうした立場上義教の富士御覽にも同行を命じられたものと見える。

雅世は「富士紀行」、院孝は「覽富士記」という同行記を遺している。また、この時に作者未詳の「富士御覽日記」も書かれており、三冊合せて富士紀行三部作とも呼ばれている。

「富士紀行」「覽富士記」の不破関について記した部分を掲げると次の如くである。

(資料五) 「富士紀行」贈大納言雅世卿

十一日。……(略)……

不破のせきは吾むして。板びさしもしるしばかりみえ侍りければ。

板びさし久しき名をば猶みせて。関の戸さゝぬふはの中山。(群書類従 第十八輯 日記部紀行部) 昭和五八年訂正三版)

(資料六) 「覽富士記」 堯孝

十一日。……(略)……

不破の関すぎ侍りしに。もるとしもなきせきのとぼそ。吾のみふかくて。中々みどころ有。

戸さしをばいく世忘れて。かくばかりこけのみとづるふはの関やぞ。(群書類従 第十八輯 日記部紀行部) 昭和五八年訂正三版)

この二冊の同行記には、不破関は吾むし荒れ果てた状態であったと記してある。ところが、(資料一)の「新古今集聞書」を見ると、將軍が不破の関屋を訪れた時には新しく立派な関屋に造り変えられていて機嫌が悪かったと書かれている。また、

「新古今集聞書」では此時御詠が作られたとあるが、「富士紀行」及び「覽富士記」では九月十五日遠江塩見坂で初めての御詠があったと記している。「覽富士記」を左に掲げる。

(資料七)

今日なむ遠江國鹽見坂に至りおはします。彼景趣。なをざりにつゞけやらんことのはもなし。まことに直下とみおるせばといひふるしたるおもかげうかびて、雲のなみ煙の浪そこはかとなき海のほとり。松ばらはるくつづきたるすさき。かずもしられずこぎつらねたる小舟。いとみどころおほかり。露水茫茫たるをちかたに。富士のねまがひなくあらはれ侍り。これにて御筆をそめられ侍し御詠二首。今そはやねかひみちぬる鹽見坂心ひかれしふしをなかくて

立かへり幾年なみか忍はまししほみ坂にてふしをみし世を

このように、「富士紀行」及び「覽富士記」と「新古今集聞書」とでは記述が食い違っているのである。一体どちらの記述内容を信頼したら良いのであろうか。仮に「新古今集聞書」の話が真実であるとするならば、不破関で既に御詠が作られているにもかかわらず、何故に「富士紀行」「覽富士記」は塩見坂

で初めての御詠があつたと記さねばならなかつたのか、という
両書の同行記としての根本的価値に関わる疑問も生じてしまう。
別人の書き記したものでありながら「富士紀行」と「覽富士
記」の不破関の描写が似通っている点や、「公的なもの」で
「記録に忠実」とされる「覽富士記」の性格から見て、信頼で
きるのは「富士紀行」や「覽富士記」の方だと思われる。した
がつて、「新古今集問書」のこの部分は牽強付会の説だとい
ことになる。

しかしながら、この部分は常縁によつて書かれたとは考えに
くい。次に、この点について述べたい。

常縁の略歴を有吉保氏編「和歌文学辞典」によつて掲げると
次の如くである。

常縁つねより東氏。本姓平氏。応永八1401年—文明一六
一1484年頃。東野州とも称す。法名素伝。益之(素明)

の男。享徳三1454年左近將監、同八年1455年從五位下、文明
五1473年頃下野守となる。和歌は、宝徳二1450年
より堯孝門に入り、堯孝・正徹に学ぶ。康正元1455年
関東騒乱の時、幕命により下向、転戦した。文明三147
一1470年伊豆三島で宗祇に古今集を講釈、「古今和歌集兩度聞
書」としてまとめ、その後美濃郡上郡の東家でその余生を

送つたとみられる。……(後略)……(桜楓社・昭和五七
年五月)

ここに書かれているように、將軍義教の富士遊覧に同行して
「覽富士記」を著した堯孝は、常縁の和歌の師である。常縁が
堯孝に正式に入門したのは宝徳二年のことで、堯孝の亡くなる
五年前であつた。僅か五年の師弟関係ではあるが、常縁が師堯
孝からいろいろな話を聞く機会があり、その一部が「新古今集
問書」に書き留められた事は、六七二番歌の注釈中に「法印堯
孝は前の説を用て可然之由申され侍り」と見えるので疑う余地
はない。また、「新古今集問書」黒田家本の奥書にも

此抄出連々請先達之説少々

又加了見書置一冊也不可

他見之故筆跡無正鉢者也

在判

平常縁

と記されているので、他にも堯孝から聞いた部分はあるであ
らう。では、問題にしている一六〇一番歌の義教の逸話も堯孝
が話したものなのであろうか。

堯孝にとつて義教の富士遊覧に同行した事は生涯における大
変名替な出来事であつたらうし、それを常縁に話したことも十

分考えられる。しかし、既述の如く堯孝の記録「寛富士記」と「新古今集聞書」の話は食い違っている。もし、「新古今集聞書」の話が堯孝に聞いたものならば、堯孝は「寛富士記」に記した事とまるで異なる話をしたことになる。それは何故か。また、もし、常縁が師堯孝から「寛富士記」と同内容の話聞きながら「新古今集聞書」のように書き換えたというのなら、それは何故か。このように、「新古今集聞書」の義教の話の出处を堯孝や常縁に求めると説明のつかない疑問点が出てくるのである。したがって、私は、「新古今集聞書」の義教に関する不破関の話は常縁によって書かれたものではないと考える次第である。後人による追加部分だと考えるのが妥当ではなからうか。

三

さて、義教の不破関説話は誰によって加筆されたものであろうか。

序章に述べたように、「新古今集聞書」には常縁以降の人に よってなされた加筆部分が他にもある。次の二箇所である。

(資料八)

田子の浦に打出てみれば白妙のふしの高ねに雪はふりつゝ

(六七五)

眼前の躰也、つゝといへる字に景趣こもりて言語不可説なる哥なり、私云白妙といへる三の句心有へき也、雪はいづくも白妙にふる物なれとも富士の雪一しほ目にたちておもしろく見ゆると云也、世上にふる雪はさひしかなしきかたのみなりといふ心こもれり、是常縁尺也

(資料九)

攝政殿

古郷のもとあらの小萩さきしよりよなく、庭の月そうつろふ (三九三)

うつろふと云詞字によりて心かはり侍り、移の字はあなたへ映の字はこなたへ也、此哥は映の字也、萩の盛には古郷をもなくさむへきとおもふにいよ／＼さひしさもかなしさもまさりもて行物かなと説り、此哥夢庵(永青)「肖柏夢庵」素純に尋られし事あり

拾ママ裏有、刑感也、題は月前草花也

此作者哥に多銘肝胆こと有、希有云々

(資料九)の傍線部は、荒木尚氏が「素純そのひとによって

加えられたと解してもつとも納得のいくところであろう」と言われる通りだと思われる。また、(資料八)の傍線部については、野口元大氏は幽斎の加筆だと推論されたが、荒木氏は(資

料九)の傍線部が素純によって加えられたと解される点や百人一首注釈の系譜から考察してこれも素純の手になると推論されている。^(注10)素純は、常緑の末子である。

では、一六〇一番歌の不破閑説話を書き加えたのは誰であろうかと考えるに、その可能性のある人物としては、今のところ幽斎と素純が上げられるであろう。しかし、幽斎が不破閑説話を書き加えたとは思われないのである。

『新古今集聞書』には、永青文庫本の奥書に

右注常緑作也

右一冊東野州抄出也哥何れもかたはし之以彼

集作者詞書已下書加之書写後さきすつへき

あらずとて發通に遣之相構々々不可有也

見為其染一筆者也

玄旨

と記す如く、幽斎(玄旨)による加筆部分だと認定できる箇所もある。『新古今集聞書』の三系統の伝本に共通する加筆は、奥書の書き振りから窺われるように、和歌の表記や詞書作者名などについての形式的整備だと解される。また、幽斎は黒田家本系統独自に注釈内容に関わる加筆修訂も行なっているが、これも、注釈内容の誤りを指摘するとか、引歌の追加とか、他の注釈書に出ていることの指摘とかで、ほとんどが一文一句程度

の短いもので、注釈内容を大きくいじっている箇所はない。しかも、黒田家本系統に見られる加筆修訂は、『新古今集聞書』の増補本の作成を射程に入れたものと考えられ、今取り上げている不破閑説話のような『新古今集聞書』三系統に共通する本文とは別個の問題かと思われる。^(注11)

以上に述べた理由から、義教の不破閑説話のような大きな注釈内容の加筆は幽斎によるものではないと考えられるのである。したがって現段階では、不破閑説話の加筆をした可能性の高い人物としては、素純を考えるべきであろうか。ただ、何故事実とは異なる不破閑説話を追加したのか疑問は残る。將軍富士遊覧当時青年期にあつた常緑にとつてその出来事は強く記憶に残っていたであろうし、師範孝から話を聞いてもいたであろうから、素純が父常緑から不破閑説話を直接聞いて書き記したとは思われない。仮に素純が加筆したとするなら、永享四年の將軍富士遊覧から四半世紀経って生れた素純の時代には、この不破閑説話が成立していたことになるのであろうか。

四

そこで、義教の不破閑説話の出処について調査してみたが、

管見では「新古今集聞書」以前に遡る事はできなかった。しかし、「新古今集聞書」以降の文献は少々見つけ出す事ができたので年代順に掲げたい。

(資料十) 『美濃國諸舊記』(作者不詳・寛永の末年か正保時代の作か)

車返しの坂と號せしは、關ヶ原と今須との間の宿大關村にあり。不破の關屋の跡は、同所南の方町中にあり。中頃普光院足利義教公の事歟と申せしやんごとなき御方、不破の關を御尋ねありて、月を御覽ぜられんと、通々都より下らせ給ひしに、關守は、此事を聞き及び、斯く荒れたる體こそ見苦しと、屋根をしつらひ、爰彼を繕ひ、待受け奉りし由を、坂の下にて聞召し、惜いかな關守、荒れたる所こそ賅既なれと、歎じ給ひて、一首の御訪歌に、

耳かへて月こそもれぬ板ひさしとく住み荒らせ不破の關守

斯く詠じ給ひて、坂の下より御車を引返して、都へ帰らせ給ふとぞ。夫故に車返しの坂といへり。右委しきは、古跡縁起にあり、之を略す。(『國文叢書』大正四年七月)

(資料十一) 『塩尻』卷之九十一 (天野信景・元禄年間) 享保十八年に執筆)

又ふるき跡を尋ねてとおぼしたちて、普光院の將軍義教東國に下りまし／＼ける、不破の關屋など荒たるまゝなるを、世の静なる例しにも御覽あるべき御あらまじなりしに、國の何某御儲に軒も新たにふきなして、聞召及びしあはれもなければ御心に不叶、いと不興なりしに、相阿弥とかや御前のきれ者なりしが、

ふきかへて月こそもらね板ひさしとくすみあらせ不破の關守

とつかふまつりてこそ中々興せさせ給ひしとかや。(『日本隨筆大成16』昭和五年二月)

(資料十二) 『美濃明細記(百茎根)』卷十(伊東實臣・成立は元文三年)

不破關 不破郡關ヶ原の西松尾村大關に旧跡あり
……(略)……

十六夜日記 不破の關屋の板ひさしは今もかはらさりけり

ひまおほき不破の關屋は此程の時雨も月もいかにもるらん
阿佛

永享四年富士見に下向の時にはかに關やをふきかへれば
ふきかえて月こそもらね板庇とく住あらせ不破の關守

新古今

人すまぬ不破の関屋の板庇荒れにし後はたゞ、爍の風

後京極良経

〔資料十三〕 『美濃明細記(百茎根)』卷十(伊東實臣・成

立は元文三年)

不破院、御書注
不破院、御書注
同郡今須ノ西ニアリ

一 車返坂

不破ノ関屋アレニシ事ヲ 帝叡聞アリテ其アリサマヲ聞シ
 召ルヘシトテ 勅使ヲ下サレシニ俄ニシテ庇ヲ葺キカヘ関
 屋ニ月モラサルヲ聞テイト興ナク返リシヨシ車返シトナン
 將軍義教富士見ニ下向ノ時フキカヘテノ歌ト附會ナラン其
 事不_レ儲

〔資料十四〕 『美濃雜事記』(間宮宗好・成立は文化十三年

)【不破の関】の項の欄外に次の如く記す

普光院殿富士御らん有べきとて赴かせ給ふ時、かねて不破
 関にて遊ばざるべき歌など思召つゞけて美濃につき給ひ、
 関屋はいづくぞと御尋ねありけるに、都にて思召たるより
 関屋も民家もみがきたるやうにきれい成りければ、いと興
 なく思召し、是はいかにと問はせらるゝに、國守より旅館

の御もてなしに新に造りかへしと申す、上意殊の外そんじ
 て御きげんあしかりけり、され共関屋の亭に御會ありて
 へふきかへて月さへもらね板ひさしとくすみあらせ不破の
 關守_▽此歌出来たる故御きげんなほりけると云。(一個社
 出版、昭和七年九月)

〔資料十五〕 『蕉齋筆記』(平賀白山・成立は寛政五_〜十一、

寛政十二年の自跋あり)

○一、寝物語不破の關車返しの由来は、……(略)……

一、此東の坂を車返しと申は、普光院と申奉りて、やん
 ごとなき御方、不破の関の月御覽せられんとて、はるく
 都より下らせ給ひしに、關守此事聞および、斯あれたる體
 にては見苦しとて、屋根をふき、こゝかしこ取續ひ待讀奉
 る、此よし坂上にて聞召れ、惜かな關守、あれたる所こそ
 殊に賞翫なれと歎じ給ひて、一首御詠歌、
 ふきかへて月こそもれぬ板びさし

とくすみあらせ不破の關守

と被遊、車を返し都へ還らせ給うてより、此所を車返し
 の坂とは申侍也、『百家隨筆』大正七年一月)

〔資料十六〕 『甲子夜話統篇?』(松浦靜山・成立は文政四

天保一二年)

一、此東の坂を車返しと申は、普光院と申奉りて、やんごとなき御方、不破の関の月御覽せられんとて、はる／＼都より下らせられしに、関守此こと聞および、かくあれたる軀にては見苦しとて、屋根ふき、爰かしこ取繕ひ、待請奉る。此よし坂にて聞し召れ、惜かな、関守、あれたる所こそ殊に貧賤なれと歎じ給ひて、一首の御詠哥、

苺替で月こそめれぬ板ひさし

と被遊、此坂より御車をかへし、都へ還らせ給ふと。夫より此所を、車返しの坂とは申伝るなり。(中村幸彦氏 中野三敏氏校訂・平凡社・一九八一・四)

これらを説み較べてみると、関屋が苺き替えられていた点は共通しているものの、実は二種類の話が混じり合っていることに気付く。一は普光院が「富士御覽」の序でに不破を訪れた話、二はわざわざ月見のためにやって来たけれども引返したという「車返しの坂」の由来を述べる話である。

前者に属す「美濃雜事記」の話は、「新古今集聞書」と表現に似通った所があるので、何らかの影響関係があると思われる。

(資料十二)の「美濃明細記」は「永享四年富士見」に「將軍普光院義教」と特定しているのが注目される。この話が義教の

話として定着していた事を示す例であろう。「塩尻」は「將軍義教」と明記しているが、和歌の詠者を相阿弥とするなど年代的に辻褃の合わない点―相阿弥の父が永享三年生れ―もある。後者に属する「美濃國諸舊記」、「蕉齋筆記」、「甲子夜話統篇」は文章が非常に似ているので影響関係が考えられる。(資料十三)「美濃明細記」も「車返しの坂」の由来を説くものであるが、主人公は帝の勅使、目的は関屋の荒れた様子の報告、和歌も無いというように、他の文献とは異なっている。そして、「將軍義教富士見二下向ノ時フキカヘテノ歌ト附會ナラン其事不慥」と記している点が注意される。本来の「車返しの坂」の話はここに記したものに、「將軍義教富士見二下向ノ時」の話と混同されているという指摘だと思われるが、これによって義教の不破関説話の成長が窺われる。

前にも断わった通り上掲の文献は「新古今集聞書」以降のものなので、一六〇一番歌の不破関の話が何処から齎らされたものなのか又いつごろ成立したものなのかは解明できなかったが、少なくとも義教の不破関の話が説話として成立してきなかったが、もしていたという事や「美濃雜事記」とは関係がありそうだという事は確認できた。不破関説話についてはまだ解明すべき点も多いと思われるが、今後の課題としたい。^(注14)

結

以上、一六〇一番歌注釈中の不破閑説話が後人による加筆部分ではないかと述べてきた。

この加筆部分は『新古今集聞書』においてどのように位置付けられるのであろうか。本文批判の立場からは、常縁の書いた部分とそうでない部分とが峻別されねばならない事は勿論であるが、一六〇一番歌の注釈においては、この不破閑説話は逸話の紹介にすぎない些末的な部分なので、加筆だと認定されたとしても常縁の注釈の本質には関わりないかといえ、そうは思われないのである。常縁は荷田在満や本居宣長などから中世歌学の負の面を代表しているかのようには批判されているが、たとえこの批判が正しくなくとも、こういう印象が付き纏っている事は否めないであろう。この義教の不破閑説話にしても、後人の加筆であることが判明しない段階では、常縁がこうした牽強附会の説を述べたとの誤解を生じしめる、注意すべきものであったと考えられるのである。

(注1) 拙稿「常縁原撰『新古今集聞書』の原形態と幽齋の関

与をめぐって」(『甲南国文 第三十六号』平成元年3月)

(注2) 野口元大氏「永青文庫蔵本『新古今略注』覚書」(熊

本大学「法文論叢」第17号文科篇1964年11月)

(注3) 六七五番歌及び三九三番歌の注釈中に認められるが、

これらについては、(注2)の野口氏論文、荒木尚氏「永青文庫蔵『新古今略注』—私解と翻刻—」(『国語国文研究』第6

号 昭和44年12月)、同氏「新古今略注 永青文庫蔵 幽齋筆」

(笠間書院 昭和54年10月)を参照されたい。

(注4) 以下、特に断わらない限り「新古今集聞書」の本文は、

荒木尚氏「幽齋本 新古今集聞書—本文と校異—」の黒田家本の影印に拠り、説点は私に施した。

(注5) 拙稿(中川美奈子)「新古今和歌集聞書(前抄)につ

いて」(『和歌文学研究』第41号 昭和54年11月)、同「書院部蔵『新古今集聞書』(前抄)について」(『甲南女子大学大学院論叢』第5号 昭和58年1月)を参照されたい。

(注6) ここに関して、或いは次のような解釈の入り込む余地

もあろう。すなわち、「將軍良基」と書かれているなら本文の誤記とも考えられるが、「良基將軍」という呼び方は一般的でないので、本文に誤謬はないとし、そして、「良基」と「將軍」は二人の人物を表しており、「良基」がその文の主語で、「將

「軍」は「將軍富士御覽の時」という連体修飾語節の主語に当たるとする解釈である。これについては、次に述べる二点をもつて答えたい。第一に「——將軍」という呼び方についてであるが、群書類従本「宗長手記」の「此寺回祿の後は。等持院殿御影室關園さへ。塵のかたはらにおはしますを拜して。深く悲涙して。」という部分にも、「等持院殿」の右に「高氏將軍」との傍書が見える（第十八輯二七八頁下段、昭和五八年版）。これ一例だけでは「——將軍」という呼称が一般的だとは言えないが、少なくともそういう呼称も行われていたとは言えるであろう。したがって、「新古今集問書」に於いても、必ずしも「——將軍」という呼び方がおかしいとは言えないのではなからうか。私は、「良基將軍」の本文は單純に人名を間違えたものか、或いは元來存していなかった「良基」という本文が書写時に入り込んだものではないかと考えている。とは言うものの、更に重要な点についての確認が必要であろう。「將軍富士御覽の時」を連体修飾語節と解した場合、良基は彼と同時代に属している將軍でしかも「富士御覽」を行なった人物に同道していることになる。それに適合する人物は、室町幕府第三代將軍足利義満である。詳細は不明ではあるものの、義満は嘉慶二年（1338）8）九月に富士を觀に駿河に赴いている。しかしながら、良基

はこれに同道していない。良基は、同年六月一三日卯刻既に没していたのである。したがって、「良基」と「將軍」の間で文を区切って、「良基」を主語とし、「將軍富士御覽の時」を連体修飾語節とする解釈は取らない。

（注7） 木藤才藏氏「二条良基の研究」（桜楓社 昭和62年4月）

（注8） 白井忠功氏「富士紀行」と「寛富士記」（「中世の紀行文学」 文化書房博文社 昭和51年7月）

（注9） 「奥の細道」の例を持ち出すまでもなく、所謂紀行文が實際の旅をそのまま記すのかという疑問も生じるが、全体的に「富士紀行」と「寛富士記」を比較すると、（注8）の白井氏が述べておられる通り「富士紀行」は記事が簡略で「紀行」という形態で現わされた「公卿の日記（歌日記）」だと性格付けられるので、文学的粉飾が施されているとは考えにくいのではなからうか。

（注10） （注3）に同じ。

（注11） 井上宗雄氏「東常縁に関する基礎的考察——その生涯と歌壇における地位と——」（「文学語学」第18号昭和35年12月）、同氏「堯孝・東常縁年譜」（「中世歌壇史の研究 室町前期（改訂新版）」風間書房 昭和59年6月）

(注12) 荒木尚氏『新古今略注 永青文庫蔵 幽齋筆』(笠間書院昭和54年)の影印による。

(注13) 注(1)に同じ。

(注14) 久保田淳氏は、「人すまぬふはのせきやのいたびさしあれにしのちはたゞ秋のかぜ」の原型は良経自身が十題百首で詠んだ「まばらなるふはのせきやのいたびさしひさしくなりぬあめもたまらで」であること、更にこの歌は千載集四九九番の源師俊歌「はりまちやすまのせきやのいたびさし月もれとてやまばらなるらん」の影響下にあることを指摘しておられる。さて、赤瀬信吾氏より、義教の説話のもととは千載集の師俊歌で、それが例えば伝嵯峨本の扇の草紙2才上では「あつまちのふはの関屋のいたひさし月もれとてやまはらなるらむ」となっているといはれ、これが一般には流布していたのではないかと、この御教示をいただいた。興味深い問題であるので、今後も考えたい。

(付記) 本稿は、平成二年度和歌文学会第四十二回関西例会で、「常縁原撰『新古今集聞書』の一問題——後人の補作について——」と題して発表したものに加筆したものです。赤瀬氏をはじめ貴重な御教示を賜りました和歌文学会及び水門の会の諸先生方に深謝いたします。

(本字非常勤講師)